

## 今後の進め方（案）

### 1. 小委員会とりまとめの取り扱い

本日の小委員会とりまとめは、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会長及び中央環境審議会会長の同意を得て、「小型電気電子機器リサイクル制度の在り方について（第一次答申）」として、環境大臣に答申される。

本答申を踏まえ、環境省としては「使用済小型電気機械器具の再資源化の促進に関する法律案（仮称）」の平成 24 年通常国会への提出を目指すこととしており、以下のスケジュールを想定している。

#### 【現時点で想定している法律施行までのスケジュール】

平成 24 年 3 月頃	閣議決定、国会へ提出
通常国会中	成立
平成 24 年度中	政省令策定作業
平成 25 年 4 月	一部施行
平成 26 年 4 月	全部施行

### 2. 今後の小委員会での審議内容、方法及びスケジュール

制度の詳細については政省令で定めることになるため、小委員会の下に以下の 4 つの検討会（注：名称はいずれも仮称）を設置して専門的な議論を行い、小委員会での決定事項とした上で、政省令に反映させることとする。検討会の成果については、3 ヶ月に 1 回程度小委員会に報告し、適宜小委員会の決定事項としていく。検討会については 3 月より随時開始していくこととする。

- ・基本方針策定検討会（基本方針等の検討）
- ・対象品目選定検討会（対象品目の検討）
- ・再資源化基準策定検討会（再資源化の基準や実績評価方法の検討）
- ・ガイドライン策定検討会（認定事業者の認定基準、契約方法等の検討）

なお、現在産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会と合同で審議中の“使用済製品中の有用金属の再生利用の在り方”については、引き続き合同会合の中で審議していくこととし、然るべきタイミングで成果をとりまとめることとする。

以上